

第14回農地総会議事録

開催日時	平成30年9月5日(水) 午後1時30分から	
開催場所	高知市役所たかじょう庁舎6階 人事課会議室	
出席委員	西野 幸一・池澤 誠・西本 統洋・高橋 政継・加藤 孝幸・中島 義幸・ 大野 哲・竹内 義昭・中島 正根・中山 忠明・山本 和正・松田 環・ 上田 博・久保 壽美男・川澤 一博・矢野 強	以上16名
欠席委員	廣井 千里・山崎 茂盛・久保田 彦昭	以上 3名
事務局出席者	長岡事務局長・岩崎次長・竹内係長・野中主任・尾崎主査	以上5名
議 題	<p>第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件</p> <p>第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件</p> <p>第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件</p> <p>第4号議案 非農地証明願の件</p> <p>第5号議案 高知(高知市)農業振興地域整備計画の変更の〔通常変更〕</p> <p>議案外(報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件 ・ 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の件 ・ 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の件 ・ 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件 ・ 農地法各条の申請取消・取下・訂正処理の件 	
備考〔添付書類〕	<ul style="list-style-type: none"> ○第14回農地総会議案書 ○現地案内図 ○第2号議案関連資料 ○平成30年度今後のスケジュール(予定) 	

<p>開 議 長</p>	<p>(高橋正継が議長となり、挨拶して開会を宣す。(午後1時30分)) ただ今より第14回農地総会を開催いたします。</p>
<p>委員出欠状況報告 議 長</p>	<p>欠席委員の報告を行います。廣井千里委員、山崎茂盛委員、久保田彦昭委員。以上3名の委員の欠席届が出ています。委員総数19名中、出席者16名でございます。過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、本日の農地総会が成立することを、ご報告いたします。</p>
<p>議事録署名委員指名 議 長 委 員 議 長</p>	<p>会議規則第23条第2項におきまして、議事録には議長及び総会において定めた2人以上の委員が署名しなければならないと定められております。 私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。 (異議なし) 異議なしとのことですので、私の方で指名させていただきます。 署名委員は、加藤孝幸委員、山本和正委員の2名をお願いいたします。</p>
<p>議 議 長 島崎課長</p>	<p>それでは、ただいまから議案の審議を行います。今月は、先に第5号議案「高知(高知市)農業振興地域整備計画の変更の件」を議題といたします。 農業振興地域整備計画の策定または変更の場合、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項におきまして、農業委員会の意見を聞くものと定められております。今回は除外と編入の案件がございますが、まず、除外の案件について議題といたします。農林水産課より議案についての説明をお願いします。 農林水産課の島崎です。私の方から高知市農業振興地域整備計画の変更の件につきまして、お手元にごございます資料に沿ってご説明をさせていただきたいと思っております。 資料を表紙から2ページ捲っていただきますと、「当該変更に係る土地一覧表」がございます。この表の左肩の整理番号の欄が「1,2,4,4」となっておりますのは、これは「1,2,3,4」の誤りですので、修正をお願いいたします。 今回は除外案件が6件ございます。 それでは整理番号1の案件についてご説明いたします。資料1-1をご覧ください。本案件は無線基地局としての申出になっておりまして、報告事項としての取り扱いになります。農業振興地域の整備に関する法律第15条の2第1項に規定されております「開発行為の許可が不要であり、かつ農地転用の許可も不要である」案件となります。 申出書の土地の所在につきましては土佐山中切、地目につきましては台帳・現況と</p>

もに畑となっております。地積は、692 m²のうち 15 m²を除外しようとするものです。

資料 1-5 をご覧ください。本件申出の計画では、KDDI 株式会社が資料の土地を携帯電話基地局用地として使用するという内容になっています。

資料 1-1 にお戻りください。変更理由でございますが、「携帯電話は誰もが利用できる情報の受発信のみならず、災害や緊急医療等の情報発信手段として重要と考えておりますが、当該エリアでの au 携帯電話の利用はできず、地元住民および観光来訪者から早期の改善を求められているため」との理由が挙げられております。

次ページの資料 1-2 をご覧ください。当該申出地を選定した理由ですが、「サービス品質の悪い地域へ十分に電波が届くこと、近隣人家や自然環境への影響が少なく、伝送路および電力の確保が容易で公道が計画地まで利用できること等を考慮し、地元との協議の結果、当該地を選定した」とのことです。

資料 1-3 は地区の土木委員の意見、資料 1-4 は被害防除計画となっております。資料 1-5 につきましては、先ほどもご覧いただきましたが現地位置図、資料 1-6 は公図の写しとなっております。資料 1-7 は申出者本人が申出地を携帯電話局として賃貸することについての同意書、資料 1-8 は登記簿の写し、資料 1-9 以降のページにつきましては無線基地局建設に係る計画資料となっております。資料 1-9 は位置図、資料 1-10 から資料 1-13 までは事業計画図面となっております。整理番号 1 の案件につきましては、以上でございます。

続きまして、整理番号 2 の案件につきましてご説明いたします。資料 2-1 をご覧ください。申出書の土地の所在につきましては大津、地目につきましては台帳は田、現況は畑となっております。地積は 683 m²です。変更後の用途としましては、駐車場ということですが。

申出地の位置につきましては、資料 2-9 と資料 2-10 をご覧ください。現地は水田地帯となっておりますが、申出地につきましては、従前より道路と同じ高さまで嵩上げされており、台帳上の地目は田ですが、現状は畑として利用されていたものです。

資料 2-1 にお戻りください。変更後の土地利用計画の用途としては、駐車場となっております。変更後の使用予定者としては株式会社高知重量が現地を借り受けて使用することとなっております。

資料 2-2 に移ります。変更理由でございますが、「一般貨物自動車運送事業を営んでいくためには今の本社の駐車場では手狭になり、駐車場としての目的で使用する。現地が本社から近く利便性も理由のひとつである」とのことです。当該申出地を選定した理由としては、「本社周辺で土地を探していたが他に適当な土地がなく、以前から使用していた農地は家庭菜園にして生産性も低いいため選定いたしました」とのことです。

す。なお、申出者は土地の使用予定者である株式会社高知重量の役員であり、「本社」とは株式会社高知重量、「農地」とは申出者の自己所有農地を指します。

資料 2-3 に移ります。周辺農地に対する被害防除等につきましては、周辺の農業利用に支障がないという説明となっております。資料 2-4、資料 2-5 につきましては、隣接土地の所有者等からの同意、資料 2-6 は同意が得られなかった理由書となっております。この同意が得られなかった理由書につきましては、土地所有者が病氣療養中であったため連絡が取れなかったためであるとのことです。隣地との位置関係につきましては、資料 2-11 をご覧ください。

資料 2-7 にお戻りください。被害防除計画につきましては、申出地は現在、道路の同じ高さまで嵩上げされておりますが、新たな造成計画はなく、現状のまま使用するという、駐車場として使用するものであり、新たな構造物を設けないことから周辺への影響はないということとなっております。

資料 2-8 は地区土木委員意見書となっております。資料 2-9、2-10 は、先ほどご確認いただきました現地位置図、資料 2-12 は高知市農林水産課において作成しました筆の位置を示す参考資料となっております。資料 2-13 は、土地利用計画図となっております。

資料 2-14 は駐車場に関する調書を、資料 2-15 は既存駐車場がある事業所の位置図となっております。

資料 2-16 から 2-18 は、使用予定者の株式会社高知重量の履歴事項全部証明書となっております。

資料 2-19 から 2-20 は、申出地の土地の全部事項証明書となります。

続きまして、整理番号 3 の案件につきましてご説明いたします。資料 3-1 をご覧ください。申出書の土地の所在につきましては重倉、地目につきましては台帳は田、現況は畑となっております。地積は、2,038 m²のうち 1,081.90 m²を除外しようとするものです。

変更後の土地利用計画の概要ですが、公民館及び公民館の駐車場となっております。敷地面積は先ほど除外面積として申し上げました 1,081.90 m²であり、ここに 91.09 m²の地区公民館を建設する予定です。変更後の使用予定者は、申出のあった地区の地区会となっております。

申出地の位置は、資料 3-8 の位置図のとおりとなります。申出地は、現在の公民館から西に直線距離で約 100m の場所となります。

資料 3-1 にお戻りください。変更後の土地利用計画の用途としましては、重倉地区公民館の移転先用地となります。現重倉地区公民館は、昭和 38 年に旧久重小学校校舎

の古材を使って建設されたもので、老朽化が激しいということ、基礎がコンクリートブロックで造られ、耐震補強工事には多額の費用が必要なこと、現公民館敷地が公道に接していないため、将来トラブルの原因になるおそれがあるとのことなどから、移転を行うこととしたものです。申出地を選定した理由としては、「重倉地区の中心的位置にあること、現在の公民館に近いこと、当該申出地以外に用地の確保が困難であったことから、選定した」とのことです。また、地区公民館の移設につきましては、地区のなかでも合意形成が図られていると聞いております。

資料 3-2 には当該農用地区域のこの農地でなければならない理由が記載されております。これにつきましては、先ほど変更後の土地利用計画の用途のご説明の際に申し上げました、「重倉地区の中心的位置にあること、公道に接していること、という理由のほかに、災害発生時に被災するおそれが少ないと考えられる」という理由が挙げられております。

資料 3-3、資料 3-4 は、隣地所有者等承諾書となっております。

資料 3-5 は、地区土木委員の意見書となります。特に意見はないとのこと。

資料 3-6 は、申出地が未相続の土地であることから提出されている土地所有者の相続関係説明図となります。こちらにつきましては、資料 3-10 の土地の全部事項証明書をご確認ください。被相続人の名前が権利部に記載されております。

資料 3-7 は、地区公民館の建設にあわせまして設置される駐車場に関する調書となります。

資料 3-8 は、先ほどご説明させていただいたとおりです。

資料 3-9 につきましては、申出地の公図となっております。

資料 3-11 は、現重倉地区公民館の平面図となります。現在、公道に接していないことや駐車場が狭小ということで、使用に不便であるということを説明する図面となっております。

資料 3-12 は申出地とその周辺の公図の合成図、資料 3-13 は申請地の測量図となっております。

資料 3-14 は新設予定の地区公民館の平面図・立面図等、資料 3-15 は建物のほかに駐車場等も含めた申出地全体の土地利用計画図、排水計画図、断面図となっております。

続きまして、整理番号 4 の案件につきまして説明いたします。資料 4-1 をご覧ください。申出書の土地の所在については五台山、地目は畑となっております。地積は、1,418 m²のうち 33 m²を除外しようとするものです。

変更後の土地利用計画の概要ですが、納骨堂、植栽等となっております。変更後は本人

が使用する予定です。

資料 4-2 をご覧ください。変更理由といたしましては、現在使用している墓地には余剰スペースがないため、申出地に新しい墓地を設置したいとのことです。

資料 4-4, 4-5 は隣地所有者の承諾書、資料 4-6 は地区土木委員の意見書となっております。いずれも条件、意見などはありません。

資料 4-7 は位置図となっております。

資料 4-8 は公図の合成図となっており、変更部分を色塗りして記載しております。資料 4-9 は公図の原本で、合成図と同様に変更部分を色塗りして記載しております。

資料 4-10, 資料 4-11 は土地利用計画図であり、変更部分の土地の全体図と設置する納骨堂が図示されております。

資料 4-12 は、土地の全部事項証明書となっております。

続きまして整理番号 5 の案件についてご説明いたします。本件につきましては 3 件の申出となっておりますが、土地が連坦しておりますので、一括して説明させていただきます。

資料 5-1 をご覧ください。申出書の土地の所在については春野町東諸木、地目につきましては、台帳は畑、現況は雑種地となっております。地積は 2,111 m²です。

続きまして資料 5-3 をご覧ください。申出者は 2 名の連名となっております。申出書の土地の所在については春野町東諸木、地目につきましては、台帳は畑、現況は雑種地となっております。地積は 2,165 m²です。

続きまして資料 5-5 をご覧ください。申出書の土地の所在につきましては春野町東諸木、地目につきましては、台帳は畑、現況は雑種地となっております。地積は 937 m²です。

以上の 3 筆が変更申出の対象となる土地です。変更後の土地利用計画の概要としましては、プレハブ事務所、倉庫、駐車場などです。変更後の使用予定者は久保建設株式会社となっております。

申出書の位置は、資料 5-15 のとおりとなります。

資料 5-16 は公図となります。先ほど説明しました 3 筆が示されております。これらの土地につきましては、基盤整備で畦畔のない一体の土地に整理されております。

資料 5-2 にお戻りください。変更理由についてですが、「土地所有者は平成 10 年 3 月 25 日付けで土地改良法の換地処分により申出地の所有者となり、その当時より久保建設株式会社に賃貸し、賃借人が現場事務所を建築する等利用しており、今後も農業に従事することもないので、賃貸を希望するということから、当該申出地の農用地区域変更を希望する」とのことです。

資料 5-4 の変更理由につきましても資料 5-2 とおおむね同様です。ただし、この筆につきましても土地が 2 人の共有となっております、一人分の持分については従来の久保建設株式会社との賃貸契約を継続し、もう一人分の持分については同社に売却したいと考えている、とのことです。

資料 5-6 の変更理由につきましても、資料 5-2 と同様となります。

本案件につきましても、3 筆とも平成 10 年、すなわち、約 20 年前に基盤整備事業に係る換地処分として取得された土地となっております。今回、土地利用計画ではプレハブ事務所、倉庫、駐車場等として使用するということになっておりますが、現在すでにそのような形で利用されておまして、今回は手続きができていなかったということで申出があったものです。

資料 5-8 から資料 5-10 は、地区土木委員の意見書となります。特に意見は付されておられません。

資料 5-11、資料 5-12 の被害防除計画についてですが、現状のまま利用するので周辺の環境には影響はない、排水についても既存の水路を利用して流す、とのことです。

資料 5-13、資料 5-14 は土地所有者から代理人への委任状となっております。

資料 5-17 は、土地の利用計画となっております。現場事務所や重機の配置などが記載されております。

資料 5-18 から資料 5-22 までは、申出地で使用されているプレハブ事務所など構造物の規格の資料となっております。

資料 5-23 は、駐車場に関する調書です。

資料 5-24 は、経過報告書となっております。先ほど説明させていただきましたとおり、換地処分を受けた際に、農振法の所定の手続きを行っていなかったことの経緯などの説明がされております。

資料 5-25 から資料 5-27 までは申出の土地の全部事項証明書、資料 5-28、資料 5-29 は土地の使用者である久保建設株式会社の履歴事項全部証明書となっております。

最後に整理番号 6 の案件につきましてご説明いたします。資料 6-1 をご覧ください。申出書の土地の所在につきましては大津、地目につきましては、台帳は田、現況は原野、地積は 747 m²となっております。

変更後の土地利用計画の概要ですが、資材置場として土砂と砕石を置く予定となっております。変更後の使用予定者は小松建設株式会社となっております。

申出地の位置は、資料 6-9 の位置図のとおりとなります。

資料 6-2 をご覧ください。変更理由といたしましては、「土砂置場、砕石置場が必要となったため」とのことです。申請地を選定した理由としては、他に適当な土地がな

いため、とのこととす。

資料 6-4 は地区土木委員の意見書です。「汚濁水を用排水路に放流しないこと」の意見が付されております。

資料 6-5 から資料 6-8 は、隣地所有者等承諾書となります。資料 6-5 には、「碎石他、積み上げの高さを 3m までとして下さい。問題ができたときは誠意を持って対応していただきたいです」との条件が付されております。この隣地の承諾に関しましては、資料 6-12、資料 6-13 にこれらの土地の位置関係を示した公図の写しと地番参考図を添付しております。

資料 6-14 は資材置場に関する調書、資料 6-15 はこれに関して現在の小松建設株式会社の資材置場を図示した地図となっております。

資料 6-16 は、土地の登記簿謄本となっております。

資料 6-17 は、利用計画図となっております。申出地南側の道路の方が高く、申出地にはスロープを通して下るようになっています。申出地は、碎石置場と土砂置場として利用することになっています。

除外案件については以上 6 件となります。

議長 第 5 号議案の除外案件について説明が終わりました。ご説明いただいた案件のうち、整理番号 4 は土地所有者及び転用事業予定者が大野会長のご家族にあたりますので、先にこの案件を単独で審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 それでは先に、整理番号 4 につきまして審議いたします。

農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項では、「農業委員会の委員は、自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」と定められておりますので、大野会長は本案件を審議する間は退席をお願いします。

(大野会長 退席)

議長 それでは、整理番号 4 につきまして審議いたします。この件についてご意見、ご質問はございませんか。

委員 (意見・質問なし)

議長 ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。整理番号 4 につきまして、変更はやむを得ないものとして回答することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 整理番号 4 につきまして、変更はやむを得ないものとして回答することに決定いた

します。事務局は大野会長を議事に復帰させてください。

(大野会長 復席)

議 長

それでは、整理番号1から3と5から6の除外の案件につきまして審議いたします。ご意見、ご質問はございませんか。

山本和正委員

整理番号3につきましては、地元から資金面の話などいろいろと話を聞くことがありますが、来年建築されるということになっているのですか。

島崎課長

今の段階では「場所が決まったから」という申出だと思われま。おそらくまだ、調整が必要な部分はあると思いますが、建築予定地に関する部分で申出をお受けしております。申出があったからと言って、即建築とはならないと思います。

山本和正委員

農業振興地域からの除外を認めた場合に、いつまでに建物を建てなければいけないとか、期間の問題はないのですか。

島崎課長

除外についてはそういうことはないです。

山本和正委員

わかりました。

議 長

他にご質問はございませんか。

大野委員

整理番号5につきまして、事務所を建てることになっていますが、便所の排水の記載がないように思うがどうなっていますか。

島崎課長

便所についてはユニット式になっています。基礎を造って構造物を建てる計画にはなっていないので記載されておりません。

大野委員

プレハブということですか。

島崎課長

はい。

議 長

他にご質問はございませんか。

中島正根委員

整理番号5ですが、改良区の意見書などは必要ありませんか。

島崎課長

改良区からの意見はいただいております。特に条件などは含まれておりません。

中島正根委員

わかりました。

議 長

他にご質問はございませんか。

委 員

(意見・質問なし)

議 長

ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。

整理番号1から3と5から6につきまして、変更はやむを得ないものとして回答することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。

委 員

(異議なしの声あり)

議 長

整理番号1から3と5から6につきまして、変更はやむを得ないものとして回答することに決定いたします。

続いて、編入の案件を議題といたします。農林水産課より、編入案件についての説

<p>島崎課長</p>	<p>明をお願いします。</p> <p>それでは、編入案件について説明させていただきます。資料は、先ほどの除外案件6の次の資料、編入案件の資料となります。案件は2件です。それぞれ順に説明いたします。</p> <p>整理番号1の案件につきまして説明いたします。資料1-1をご覧ください。申出書の土地の所在につきましては鏡敷ノ山、地目は畑、現況も畑、地積は147㎡で、現在は四方竹が栽培されております。変更後の用途としましては引き続き畑でございまして、変更の理由としましては、「中山間地域等直接支払制度に加入するため」とのことです。</p> <p>資料1-3は、申出地の位置図となっております。こちらは鏡庁舎から北西部に7kmほどの位置にあります坂口地区という集落の一角となります。</p> <p>資料1-2は地区土木委員の意見書、資料1-4は公図の写し、資料1-5は土地の全部事項証明となります。</p> <p>次に整理番号2の案件について説明いたします。こちらも整理番号1と同じ坂口地区からの申出となっております。資料2-1をご覧ください。申出書の土地の所在につきましては鏡敷ノ山、地目は田、現況は畑、地積は140㎡外4筆、合計1,790㎡。山菜、茶、四方竹の栽培となります。変更後の用途としましては引き続き畑でございまして、変更の理由としましては、「中山間地域等直接支払制度に加入するため」とのことです。</p> <p>資料2-3は申出地の位置図、資料1-2は地区土木委員の意見書、資料2-4から資料2-6は公図の写し、資料2-7から2-11は土地の全部事項証明となります。</p> <p>編入案件については以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>農林水産課の説明が終わりました。いずれも中山間地域等直接支払制度への加入にかかる案件でございます。それでは、編入の案件につきまして審議いたします。ご意見、ご質問はございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>(意見・質問なし)</p>
<p>議長</p>	<p>ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。</p> <p>編入の案件につきまして、変更はやむを得ないものとして回答することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>編入の案件につきまして、変更はやむを得ないものとして回答することに決定いたします。</p> <p>以上で、第5号議案の審議を終わります。</p>

(農林水産課 退席)

議長

それでは、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

尾崎主査

今月は全体で8件の申請が出されております。議案書は2ページをご覧ください。

案件1は、仁井田、市街化区域、登記地目 公衆用道路、現況 畑、96 m²を、譲受人の希望による経営拡大のため、2名の共有地であります申請地を、売買により所有権持分2分の1を移転するという申請です。現地案内図はNo.1をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は現在、所有している農地を全て耕作しており、今回の申請地では、野菜を栽培する予定であるとのことです。

農機具の保有状況については、トラクターなど3台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、他に妻と長男夫婦も農業に常時従事しているため、効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従い営農するため、特に影響がないと考えるとのことです。

なお、今回の申請が許可となり、所有権が移転されますと、譲受人と共有者の持分2分の1ずつの共有となります。

続きまして、案件2は、土佐山梶谷、その他の区域、登記地目田、現況畑、577 m²外4筆、合計1,798 m²を、部分贈与のため、2名共有地である申請地の所有権持分2分の1を移転するという申請です。現地案内図はNo.2をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は現在香美市土佐山田町に居住し、香美市香北町に居住している母親の経営農地を共同で耕作しており、今回の申請地では、露地野菜及び四方竹を栽培する予定であるとのことです。議案書の経営面積の欄には、当該母親の経営農地の面積を記載しておりますが、このことについて、農地法上の取り扱いについてご説明いたします。

今回の譲受人自身は香美市農業委員会の農地台帳上記録がないため、経営面積が無いこととなりますが、3条許可の下限面積要件を規定している農地法第3条第2項第5号には、権利を取得しようとする者又はその世帯員等が要件と満たすべき旨が規定されており、世帯員等の経営面積についても考慮する旨規定されております。

本件譲受人と、譲受人の母親は、住居及び生計を一にはしておりませんが、譲受人からの申し立てにより、母親の経営農地を共同で耕作している旨確認しておりますの

で、当該母親については、本件譲受人の世帯員等として取り扱うことができることとなります。したがって、本件譲受人の経営面積としては、世帯員等である母親の経営面積を合計することが可能となるため、議案書には当該母親の経営農地の面積を記載しております。

なお、譲受人本人及び母親はいずれも香美市に居住しているため、経営面積を確認する資料として、香美市農業委員会の農業経営状況証明書が添付されておりますが、先ほどご説明いたしましたとおり、香美市農業委員会としては本件譲受人の母親のみが農地台帳に記録されているとのことで、譲受人本人の証明書ではなく、譲受人の母親の証明書となっております。

下限面積要件の説明については以上です。その他の項目について説明を続けます。

譲受人は農作業の経験があり、常時従事している譲受人本人の外、子供3名も農業に従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。なお、議案書の労力の欄に4分の4と記載しておりますが、この中には、さきほどご説明いたしました譲受人の母親は含まれておりません。したがって、実態としては、譲受人の母親を含めて5名で農作業を実施しているということになります。

譲受人は農地台帳に記録がないため、耕作計画書を添付していただいております。耕作計画書によりますと、先ほどご説明いたしましたとおり、香美市香北町に居住している母親の経営農地を子供と共に共同耕作しており、今後も兼業農家として農地の維持管理に努めるとのことです。

農機具の保有状況につきましては、トラクターを1台所有しているとのことです。

周辺農地への影響につきましては、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従い営農するため、特に影響はないと考えるとのことです。

なお、本件申請は所有権持分の移転であるため、許可後に所有権移転登記が行われた場合は、譲受人と別の親族の2名の共有地となります。

続きまして、議案書2ページから3ページにまたがります案件3は、土佐山高川、その他の区域、畑、110㎡外8筆、合計2,715㎡を、譲渡人である父親からの一括贈与により所有権を移転するという内容の申請です。現地案内図はNo.3をご覧ください。ピンクに塗ったところが申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有している農地を全て耕作しており、今回の申請地では野菜と柚子を栽培する予定とのことです。

譲受人は農作業の経験があり、妻も農業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

農機具の保有状況につきましては、トラクターを1台所有しているとのことです。

周辺農地への影響につきましては、これまでと同様の耕作を行うため、特に影響がないと考えるとのことです。

続きまして、案件4は、議案外の案件としてご報告させていただく、農地法第3条の3の届出の対象地と関連しておりますので、先にご説明いたします。議案書は20ページをご覧ください。

案件2は、土佐山東川、その他の区域、畑、315㎡外5筆、合計1,787㎡を、平成29年4月15日に相続により所有権を取得したことの届出です。案件2の土地のうち、一番上の段の土地が、第1号議案の案件4の申請地です。それでは、第1号議案の説明に戻ります。議案書は3ページにお戻りください。

案件4は、土佐山東川、その他の区域、畑、315㎡を、譲受人の希望による経営拡大のため、所有権を移転するという内容の申請です。現地案内図はNo.4をご覧ください。ピンクに塗ったところが申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有する農地を全て耕作しており、今回の申請地ではシキミを栽培する予定であるとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、父も農業に常時従事していることから、取得後は効率的に利用できるとのことです。なお、議案書の労力の欄には4分の2と記載しておりますが、別世帯の祖母も共同で農業に従事しているため、実際には、祖母を含めた3名で農業に従事していることとなります。

農機具の保有状況につきましては、トラクター等、5台の大農機具を所有しているとのことです。

周辺農地への影響につきましては、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従い営農するため、特に影響がないと考えるとのことです。

続きまして、議案書4ページの案件5は、春野町弘岡下、市街化調整区域、登記地目雑種地、現況畑、334㎡を、譲受人の事業所が近隣にあることによる耕作便利のため、売買により所有権を移転するという申請です。現地案内図はNo.5をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

本件の譲受人は社会福祉法人であるため、法人登記簿・法人定款・耕作計画書が添付されております。

申請書の別添及び耕作計画書によりますと、譲受人は同法人が運営する障がい者施設入所者のリハビリのため、施設職員の付き添いのもと、農作物の作付け・管理・収穫等の農作業を体験してもらうための農地を必要としていたところ、相手方の要望があったことや、施設から徒歩5分と通作距離が短いこと等から本件申請地を選んだとのことです。なお、申請地ではジャガイモ・タマネギを栽培する予定とのことです。

農機具の保有状況につきましては、トラクターなど4台の大農機具を所有しているとのことです。

また、申請地では周辺と同様の耕作を計画しているため、特に周囲への影響はないと考えるとのことです。

なお、議案書に記載されておりますとおり、譲受人は現在、所有及び耕作している農地はないため、農地法第3条の下限面積要件は満たしておりませんが、権利移動の不許可の例外規定として農地法施行令第2条第1項第1号ハにて「教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人で、農林水産省令で定めるものがその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められること」と定められています。ここで言う農林水産省令で定める法人とは、農地法施行規則第16条第1項にて「学校法人、医療法人、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人とする」と定められており、譲受人が社会福祉法人であることを法人登記簿にて確認しています。以上のことから、本申請の譲受人については許可要件を満たすものと考えます。

続きまして、案件6は、春野町弘岡下、市街化調整区域、田、329 m²外1筆、合計866.00 m²を、譲渡人の希望による経営拡大のため、売買により所有権移転をするという申請です。現地案内図はNo.6をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、今回の申請地では、水稻を栽培する予定であるとのことです。

農機具の保有状況につきましては、耕耘機等6台の大農機具を所有しているとのことです。また、譲受人は農作業の経験があり、また、譲受人のほかに、臨時雇用者も農作業に従事するため効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、周辺農地の耕作条件に合わせて営農するほか、農薬の使用方法等についても地域の防除基準に従い営農するため、特に影響がないと考えるとのことです。

続きまして議案書4ページから5ページにまたがります案件7は、春野町芳原、市街化調整区域、畑、202 m²外5筆、合計770.18 m²を、譲渡人の希望による経営拡大のため、売買により所有権移転をするという申請です。現地案内図はNo.7をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は現在、所有している農地を全て耕作しており、今回の申請地では、ダイコン・ミョウガを栽培する予定であるとのことです。

農機具の保有状況につきましては、耕耘機を2台所有しているとのことです。譲受人は農作業の経験があり、他に妻も農業に常時従事しているため、効率的な利用がで

きるとのことです。

周辺農地への影響については、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響がないと考えるとのことです。

続きまして議案書5ページから8ページにまたがります案件8は、春野町内ノ谷、市街化調整区域、田、458㎡、外25筆、合計11,996.79㎡を、親子間の部分贈与のため所有権移転をするという申請です。なお、本案件の申請地26筆のうち、議案書7ページの一番下の段の1筆を除く25筆は、権利異動種別の欄が、「所有権移転・混同」と記載されています。これは、現在譲渡人と譲受人との間に使用貸借権が設定されており、本申請が許可となりますと、使用貸借権の設定を受けて耕作している当該譲受人に所有権が移転されることとなり、結果として所有権と使用貸借権を持つ方が同一となります。その結果、権利が混同することにより、使用貸借権は消滅することになります。

現地案内図はNo.8-1、No.8-2、No.8-3をご覧ください。申請地が離れているため、地図が3枚に分かれております。それぞれピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は現在、所有している農地を全て耕作若しくは保全管理しており、今回の申請地では、水稻・キュウリ・ショウガを栽培する予定であるとのことです。

なお、農機具につきましては、トラクター等計6台の大農機具を所有しているとのことです。譲受人は農作業の経験があり、他に妻も農業に常時従事しているため、効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響について、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従い営農するため、特に影響がないと考えるとのことです。

以上、全ての案件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たすと考えます。

なお、各案件の申請地については、それぞれの担当区域の農地利用最適化推進委員にご確認いただいております。以上で、第1号議案の説明を終わります。

議長

第1号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。

前審査会の報告をお願いいたします。案件が第2から第4の事前審査会です。第2事前審査会の中島義幸委員から報告をお願いいたします。

中島義幸委員

案件1については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえ審議した結果、許可相当と認めました。

議長

次に、第3事前審査会の竹内委員長から報告をお願いいたします。

竹内委員

案件2から案件4については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を

	踏まえ審議した結果、許可相当と認めました。
議 長	最後に、第4事前審査会の川澤委員長から報告をお願いいたします。
川澤委員	案件5から案件8については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえ審議した結果、許可相当と認めました。
議 長	事前審査会の報告が終わりました。審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
委 員	(意見・質問なし)
議 長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。 全ての案件につきまして、許可することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。
委 員	(異議なしの声あり)
議 長	全ての案件につきまして、許可することに決定いたします。 続きまして、第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請の件」を議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いします。
尾崎主査	<p>今月は、全体で2件の申請が出されております。議案書は10ページをご覧ください。</p> <p>案件1は、高須絶海、市街化調整区域、登記地目畑、現況田、21㎡外1筆、合計299㎡を自己住宅に転用するため、所有権の移転を行う内容の申請です。現地案内図はNo.9をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。</p> <p>農地の区分につきましては、平成30年8月15日付けで申請を受け付けた時点では、農業振興地域の農用地区域に指定されておりましたが、8月23日付けで農用地区域から除外されており、第三事前審査会を実施した8月24日の時点では既に農用地区域から除外されているため、農地がおおむね10ha以上連坦する地域でもないことから、現時点では第二種農地と判断しております。</p> <p>それでは、事業計画の内容等についてご説明いたしますので、本日机上配布しております資料のうち右肩に①と記載している資料をご覧ください。</p> <p>事業計画書によりますと、譲受人は「現在、申請地の近隣に両親を含めた家族6人で居住しており、現在の家が手狭であることと、現在居住している建物の耐震性の不安や土砂災害の心配があることに加え、父親と共同で経営している農地に申請地が隣接しており、住宅建築後において農作業が効率的に行えることから、申請地を選んだ」とのことです。</p> <p>土地利用計画図をご覧ください。申請地への進入経路としては、絶海池南岸に整備された道路より、申請地北側に隣接する高知市所有の土地を通行して、進入する計画となっております。当該高知市所有地の通行について、高知市管財課に確認したところ、通行については特に許認可等の手続きは不要であることを確認しております。</p>

申請地の転用計画としましては、建築面積 91.75 m²の居宅 1 棟、農作業用車両を駐車する必要もあるため、5 台分の駐車場、庭には子供の遊具置き場と洗濯物干し場を設ける計画であるとのことです。

申請地の造成計画については、現在の地盤高から 90cm 程度嵩上げをしてから居宅を建築する計画となっております。

次に、被害防除計画についてご説明いたします。家庭排水については、下水道に接続する計画となっており、雨水については、申請地北側に隣接する高知市所有の土地に設置されている道路側溝に排水する計画となっております。高知市所有の道路側溝に排水するにあたり、高知市道には認定されていない道路であることから、土地の所管課である高知市耕地課に排水同意の申請が必要であるかどうか問い合わせたところ、高知市耕地課として求めるものではないとのことでした。

次に、申請地周囲の状況についてご説明いたします。北側は高知市所有の土地を挟んで道路、南側は本件申請の譲渡人である父の所有農地、東側と西側には農地が隣接しており、それぞれの所有者の方からいただいた同意書が添付されております。

他法令の手続きについてご説明いたします。都市計画法の関係では、高知市都市計画課に都市計画法第 29 条の規定に基づく開発許可の申請準備中であるとのことでした。

地区の土木委員の意見については、事務局にて高須地区の土木委員に確認を行いまして、土地の所有者についてもご存じであり、「転用に際して特に問題はない」とのご意見をいただいております。

添付書類についてご説明いたします。申請地は、高知市東部土地改良区の区域内にあるため、土地改良区の意見書が添付されております。意見の内容としましては、「申請地に隣接する青線の確保をすること」となっております。本件申請の転用行為では、隣接する青線に影響がある行為はない計画となっております。

資金証明書類については、銀行口座の通帳の写しと、金融機関からの融資証明書が添付されており、合計金額を確認したところ、本件転用行為を実施するための資金は十分確保される見込みがあると考えられます。案件 1 の説明は以上です。

続きまして、案件 2 は、春野町弘岡中、登記地目田、現況畑、477 m²外 2 筆、合計 562 m²を、譲受人が経営する会社の露天資材置場に転用するため、停止条件付の使用貸借権を設定して転用するという内容の申請となっておりますが、申請地が既に転用されているため、事後に転用許可を求める申請があったものです。なお、議案書右端の備考欄に、転用済みであることの表示が抜かっております。申し訳ございません。

現地案内図は No.10 をご覧下さい。ピンクに塗った所が申請地です。

農地の区分につきましては、10ha 以上の広がりがある農地に連坦した農地であり、

農振法の農用地区域の指定も受けていないことから、第1種農地と判断しておりますが、法人の代表者が近隣に居住していることから、集落に接続した農地を、その集落に居住する者が事業に供する内容の申請であるため、農地法施行令第4条第1項第2号イの規定に基づき、不許可の例外に該当すると判断しております。

それでは、事業計画の内容等について説明いたしますので、本日机上配布しております資料のうち、右肩に②と記載している資料をご覧ください。

事業計画書によりますと、申請地を選定した理由は、借人は土木工事業などの建設業を営んでいる法人で、その代表取締役が申請地の近隣に居住しておりますが、「自宅兼社屋の為、工事の際に必要な資材を置く場所に困っており、資材置き場として利用できる土地を長年探していたところ、貸人が高齢になってきたため耕作が困難となり、申請地を貸してくれることとなり、他に適当な場所もないため本件申請地を選択した」とのことです。

土地利用計画図によりますと、表面は現状の土のままとし、土木資材置き場、建設重機置き場及び資材の積み下ろし作業用スペースとして使用し、西側の市道より進入する計画となっております。

次に、被害防除計画について説明いたします。本件申請地の南側は公園で、西側に農地がありますが、道幅6mの市道を挟んでおり、北側及び東側は宅地に接していません。排水計画については露天資材置き場として利用するため生活排水は発生せず、雨水は申請地内に自然浸透により排水されることから、本件転用に際し、特に申請地周辺の農地に被害を与えるおそれはないものと考えられます。

次に添付書類について説明いたします。本件は現地が既に転用されている案件ですので、始末書が添付されております。また、申請地の一部が土地改良区に入っておりますので、土地改良区の意見書については、意見なしとの内容の意見書が添付されております。その他、資金証明書等の必要な添付書類の他、参考資料として停止条件付き使用貸借契約書が添付されています。

地区の土木委員の意見につきましては、不要である旨を担当区域の農地利用最適化推進委員に確認をいただいております。

以上で第2号議案の説明を終わります。

議 長

第2号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第3事前審査会と第4事前審査会です。第3事前審査会の竹内委員長から報告をお願いいたします。

竹内委員

案件1については、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を踏まえ審議した結果、許可相当と認めました。

議 長	次に第4事前審査会の川澤委員長から報告をお願いいたします。
川澤委員	案件2については、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を踏まえ審議した結果、許可相当と認めました。
議 長	事前審査会の報告が終わりました。それでは審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
委 員	(意見・質問なし)
議 長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。案件1は、許可相当との意見を付して、申請書を県知事に送付することに、また、案件2は、第一種農地のため、県ネットワーク機構に意見を諮問した後に、許可相当との意見を付して、申請書を県知事に送付することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	案件1は、許可相当との意見を付して、申請書を県知事に送付することに、また、案件2は第一種農地のため、県ネットワーク機構に意見を諮問した後に、許可相当との意見を付して、申請書を県知事に送付することに決定いたします。
尾崎主査	次に、第3号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件を議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いします。
	今月は、全体で7件の申請が出されております。内訳は、利用権の新規設定が3件、更新設定が4件となっております。
	議案書12ページに利用権設定の総括表を掲載しておりますので、ご覧ください。
	表の上段左端の部分をご覧ください。今月は、利用権を設定する者が9名で延べ9名、利用権の設定を受ける者が7名で延べ9名となっております。
	右隣の欄に利用権を設定する土地の内訳を掲載しております。今月は、田が12筆で13,884.00㎡、畑が3筆で1,593.57㎡、合計15筆で15,477.57㎡です。
	更に右隣に進んでいただきまして、利用権設定の内訳を掲載しております。今月は、更新設定が5筆で3,906.57㎡、新規設定が10筆で11,571㎡です。期間別の設定状況及び地区別の内訳については、説明を省略いたします。
	それでは、利用権の新規設定の案件について説明させていただきます。議案書は13ページをご覧ください。
	議案書13ページから14ページにまたがります案件3は、利用権を設定しようとする土地に、以前から賃借権が設定されていたため、事前に合意解約通知が出されておりますので、先に合意解約の説明をいたします。議案書は40ページをご覧ください。
	案件1と案件2は、通知のあった土地が多かったため2件に分かれておりますが、実質は1件ですので、2件まとめて説明いたします。

合意解約通知のあった農地は、屋頭、田、1,388㎡外6筆、合計7,395㎡を、従前賃借権の設定を受けて賃借していた借人の体調不良により、平成30年4月1日に合意解約を行い、同日付けで対象農地が返還されたことについて、7月17日に通知があったものです。

それでは、第3号議案に戻ります。議案書は13ページにお戻りください。

案件3は、屋頭、田、1,338㎡外6筆、合計7,395㎡を、平成30年10月1日から平成35年9月30日までの5年間貸すという賃借権の新規設定です。

続きまして案件4は、布師田、田、1,046㎡外1筆、合計1,358㎡を、平成30年10月1日から平成35年9月30日までの5年間貸すという賃借権の新規設定です。

続きまして案件6は、春野町東諸木、田、2,818㎡を、平成30年10月1日から平成46年9月30日までの16年間貸すという賃借権の新規設定です。

以上、計画の内容は、経営面積・従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

全ての案件について、本会で計画が妥当なものと議決されますと、平成30年10月1日付で高知市が公告し、効力が発生するものです。以上で第3号議案の説明を終わります。

議長 第3号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件がすべての事前審査会にまたがっております。まず、第1事前審査会の西野副委員長から報告をお願いいたします。

西野委員 案件1については妥当なものと認めました。

議長 次に、第2事前審査会の中島委員から報告をお願いいたします。

中島義幸委員 案件2の第2事前審査会該当分と、案件3については妥当なものと認めました。

議長 次に、第3事前審査会の竹内委員長から報告をお願いいたします。

竹内委員 案件2の第3事前審査会該当分と、案件4については妥当なものと認めました。

議長 最後に、第4事前審査会の川澤委員長から報告をお願いいたします。

川澤委員 案件5から案件7については妥当なものと認めました。

議長 事前審査会の報告が終わりました。これから審議に入りますが、案件1につきましては、私自身が申請の当事者となっております。農業委員会等に関する法律第31条第1項では、「農業委員会の委員は、自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」と定められておりますので、先に案件1だけをご審議いただくこととし、案件1の審議が終わるまで、私の議長職を解いていただき、どなたかに議長をお願いして退席させていただきたいと思っております。

大野会長 高知市農業委員会会議規則第10条では、「農地総会の議長は別に定める事前審査会

	<p>の委員長のうちから会長が指名する者とする」となっておりますので、私から案件1の審議が終わるまでの議長を指名いたします。</p> <p>新しい議長が決まるまでの間、休憩をお願いします。</p>
議長	<p>それでは、新しい議長が決まるまでの間、休憩いたします。</p> <p>(高橋議長は退席、大野会長より指名を受け、川澤委員が議長席に移動)</p>
議長 (川澤委員)	<p>休憩を終了します。ただいま、大野会長より議長に指名いただきました川澤です。</p> <p>それでは、案件1について審議いたします。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。</p> <p>(意見・質問なし)</p>
委員	<p>ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。</p>
議長 (川澤委員)	<p>案件1につきまして、妥当なものと決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
委員	<p>案件1につきまして、妥当なものと決定いたします。</p>
議長 (川澤委員)	<p>高橋委員に議長に復帰しいただくまで休憩といたします。</p> <p>(川澤委員は委員席に移動、高橋議長が議長席に復帰)</p> <p>(休憩終了)</p>
議長	<p>休憩を終了します。</p> <p>それでは、案件2から7について審議いたします。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。</p> <p>(意見・質問なし)</p>
委員	<p>ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。</p>
議長	<p>案件2から7につきまして、妥当なものと決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
委員	<p>案件2から7につきまして、妥当なものと決定いたします。</p>
議長	<p>次に、第4号議案「非農地証明願の件」を議題といたします。</p> <p>事務局より議案の説明をお願いします。</p>
尾崎主査	<p>今月は、全体で5件の申請が出されております。議案書は17ページをご覧ください。それぞれの申請人及び土地の所在等については議案書のとおりです。</p> <p>地区の内訳は、朝倉が1件、旭が2件、議案書18ページまたがりまして春野が2件となっております。全ての案件につきまして、農業委員と担当区域の推進委員の現地確認を得て、事務局長専決処理により非農地証明書を交付しております。追認をお願いいたします。</p>
議長	<p>第4号議案の説明が終わりました。ご意見やご質問がございましたらお願いいたし</p>

委員
議長
委員
議長

尾崎主査

ます。
(意見・質問なし)
ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。
すべての案件について、追認することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
すべての案件について、追認することに決定いたします。
議案外の報告を一括してお願いします。
それでは、議案外の案件についてまとめてご報告いたします。
まず、①農地法第3条の3の規定による届出の件についてご報告いたします。議案書20ページをご覧ください。
今月は3件の届出が出されており、地区の内訳は、介良が1件、議案書21ページにまたがりまして土佐山が2件です。
全ての案件について担当区域の農地利用最適化推進委員にご確認いただき、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。
続きまして、「②農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の件」についてご報告いたしますが、議案書の印刷誤りがありましたので、議案書の23ページを、本日机上配布しております、A4サイズ1枚の右肩に「4条届出」と書いている資料に差し替えてご覧ください。
今月は5件の届出が出されており、地区の内訳は、朝倉が2件、初月が1件、鴨田が1件、潮江が1件です。
なお、案件2の届出地は、以前に同じ土地で4条の転用届出があり、受理してありましたところ、転用面積に変更が生じたため、当初の4条届出を取り消して、この度転用面積を変更して再度4条届出があったものですので、関連案件として届出取り消しの件も併せてご説明いたします。議案書は43ページをご覧ください。
案件1は、朝倉丙、田、960㎡のうち142.15㎡を分譲宅地に転用するという内容で、平成28年6月10日に4条届出がありましたが、転用面積を変更することとなり、平成30年7月25日に取消願が提出され、8月1日付けで事務局にて受理しております。
関連案件の説明は以上です。議案書は机上配布しております差し替え資料にお戻りください。
すべての案件について、担当区域の推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。
続きまして、「③農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の件」についてご報告いたします。議案書25ページをご覧ください。

今月は 23 件の届出が出されており、地区の内訳は、26 ページにまたがりまして朝倉が 2 件、議案書 27 ページにまたがりまして旭が 6 件、34 ページにまたがりまして鴨田が 3 件、潮江が 2 件、議案書 36 ページにまたがりまして長浜が 4 件、38 ページにまたがりまして、一宮が 2 件、布師田が 4 件となっております。

なお、議案書 34 ページの案件 16 の届出地のうち 3 筆については、以前に 4 条届出を受理しておりましたが、当初の転用計画が中止となったため取消願いが提出されており、この度、転用目的を変更し、改めて 5 条届出があったものです。関連案件として、当該 4 条届出の取消願いについてご説明いたしますので、議案書 43 ページをご覧ください。

議案書 43 ページの案件 2 と案件 3 の両方が関連しておりますので、順番にご説明いたします。

案件 2 は、瀬戸南町 1 丁目、登記地目田、現況畑、128 m²を、賃貸の集合住宅に転用するという内容で、平成 23 年 11 月 9 日に 4 条届出を受理していたものです。

案件 3 は、瀬戸南町 1 丁目、登記地目田、現況畑、15 m²外 1 筆、合計 427 m²を、同じく賃貸の集合住宅に転用するという内容で、平成 18 年 12 月 4 日に受理していたものです。

いずれの案件も、賃貸の集合住宅に転用するという計画が中止となったため、平成 30 年 7 月 25 日付けで取消願いがあり、8 月 1 日付けで事務局にて受理しております。

それでは、5 条届出の説明に戻ります。議案書は 35 ページにお戻りください。

案件 16 は、さきほどご説明いたしました取消願いのあった土地を含めて、全部で 4 筆の農地を店舗に転用するという内容の届出です。平成 30 年 7 月 17 日に届出があり、7 月 31 日付けで受理通知書を交付しております。

続きまして、議案書 31 ページから 34 ページにまたがりまして案件 10 については、以前に 5 条届出を受理しておりましたが、本来は全面転用であるところを、誤って部分転用としての届出となっていたことが判明し、当該部分転用の届出の取消願いが提出され、この度改めて全面転用として 5 条届出があったものです。関連案件として、取消願いの内容をご説明いたしますので、議案書 44 ページをご覧ください。

議案書 44 ページから 46 ページにまたがりまして案件 1 は、神田、登記地目田、現況畑、登記地積 64 m²、実測全体面積 290.57 m²のうち 264.66 m²外 11 筆、合計 2833.15 m²を店舗及び露天駐車場に農地の一部を転用するという内容の届出を平成 30 年 2 月 14 日付けで受理しておりましたが、一部転用ではなく、全面転用が本来の目的であったため、平成 30 年 7 月 20 日付けで取消願いが提出され、7 月 23 日付けで事務局にて受理しております。

関連案件の説明は以上です。議案書は 31 ページにお戻りください。議案書 31 ページから 34 ページにまたがります案件 10 は、神田，登記地目田，現況畑，登記地積 64 m²，実測全体面積 290.57 m²外 11 筆，合計 2,939.14 m²を店舗及び露天駐車場に転用するという内容の届出です。

以上で，個別案件の説明は終わります。

全ての案件について，担当区域の推進委員の現地確認を経て，事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。

続きまして，④農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知の件についてご報告いたします。議案書は 40 ページをご覧ください。

今月は，3 件の合意解約通知が出されており，地区の内訳は五台山が 2 件，41 ページにまたがりまして介良が 1 件です。なお，五台山の 2 件が先ほど第 3 号議案で説明した案件です，いずれの案件も，農地法施行規則第 68 条第 2 項の規定に基づき，当事者が連署した通知であることを事務局で確認し，担当区域の農地利用最適化推進委員に合意解約に相違ないことをご確認いただき，事務局長専決処理により受理しております。

続きまして，「⑤農地法各条の申請取消・取下・訂正処理の件」についてご報告いたします。

議案書は，43 ページをご覧ください。4 条届出の取消願いが，全部で 3 件出されておりますが，いずれも，先ほど関連案件としてご説明いたしましたので，説明を省略いたします。

続きまして，議案書 44 ページから 46 ページには，5 条の届出取消の案件を掲載しております。案件としては，案件 1 の 1 件のみで，内容については先ほど関連案件としてご説明いたしましたので，説明を省略いたします。

以上で議案外報告を終わります。

議 長
西本委員

議案外の報告に関しまして，ご意見・ご質問がございましたら，お願いいたします。

今回，5 条届出案件の対象地と同じ土地が 4 条届出取消の案件として出ておりますが，これについては過去に 4 条届出を出された後に転用されず，畑として残っていたということでしょうか。平成 18 年からということですので，割に長い期間，転用されずに残っていたということになりますが。

竹内係長
西本委員
竹内係長

長浜地区の取消案件の案件 2，案件 3 のことでしょうか。

はい。

ただいま届出書を確認いたしました，過去の届出以降，転用の計画は中止になったが，その後は畑として管理されてきた，ということのようです。地図などを見ても

西本委員 竹内係長 西本委員 議 長 委 員 議 長	田畑の表記があり、建物の形跡なども見られませんので、現況が農地だったというの はおそらく間違いないと思います。 雑種地などにはなっていて、畑のままだったということですね。 はい。 わかりました。 他にご意見・ご質問がございましたら、お願いいたします。 (意見・質問なし) ご意見・ご質問がないようですので、議案外の報告を終わります。 事務局からの連絡がありましたら、お願いします。
事 務 局 報 告 竹内係長 岩崎次長	(議案書の持分の記載の仕方について議案書に基づき説明) (平成 30 年度今後のスケジュールについて説明)
次 回 農 地 総 会 議 長	次回の農地部会は平成 30 年 10 月 5 日 (金) を予定しております。
閉 会 議 長	以上で第 14 回農地総会を終了いたします。ありがとうございました。 (午後 3 時 30 分閉会)

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する

平成 31 年 4 月 16 日

議 長

高橋政継

議事録署名委員

加藤孝幸

議事録署名委員

山本和正

議事録作成者

野中 秀憲